むつ総合病院 院内感染対策指針

第１　指針の目的

院内感染対策は、感染症を持っている人からの拡大を防止するのみではなく、知られざる微生物や未知の感染症から、医療施設に関わる全ての人々（患者、訪問者、職員等）を守ることが目的である。

院内感染対策の基本は、院内感染の発生予防に努めること、院内感染発生時に、速やかに感染源を特定し感染経路を遮断すること、院内感染が再び発生しないように、継続的かつ適切な院内感染対策をとることにある。

院内感染対策の推進を図り、むつ総合病院の理念に則った医療の提供が行われ、院内感染対策に必要な知識と感染防止技術を全職員が共有し、実践できるよう本指針を定める。

第２　院内感染対策推進のための組織管理体制

当院における院内感染対策を推進するために、次の委員会及び部門を設置する。

なお、委員会等の設置目的及び運営に係る事項は、別途むつ総合病院院内感染対策推進規程に定める。

(1)院内感染対策委員会（ＩＣＣ）
(2)院内感染管理者
(3)感染対策室（感染制御チーム：ＩＣＴ）
(4)感染対策室（抗菌薬適正使用支援チーム：ＡＳＴ）
(5)感染対策マネージャー部会（ＩＣＭ部会）

第３　職員研修

医療従事者は、院内感染対策について意識を高く持っていなければ、院内感染対策を徹底することはできない。感染対策室は、患者及び医療従事者の感染リスクの低減並びに院内感染対策の為の基本的な考え方及び具体的方策について、研修会を実施する。

(1)職員研修は、採用時の初期研修１回のほか、全職員を対象に院内感染対策研修会を年２回以上開催する。
(2)感染対策室に配属された職員は、必要な能力等を身につけるため、必要に応じて院外研修を受講し、知識と技術の向上に努める。
(3)感染対策室は、実施した研修会の実施内容（開催日時、出席者、研修項目、研修後の感想等）について記録し、院外研修参加実績なども同様に記録を作成し、保存する。

(4)院外の感染対策に関する研修や学会などの開催情報を周知し、職員の参加を支援する。

第４　感染症発生状況の報告

(1)感染対策室は、法令に定められた感染症について、行政機関に届出を行う。

(2)細菌検査室は、各種薬剤耐性菌、血液培養陽性例の発生状況等集計を毎週１回、入院フロア別発生状況の集計を毎月１回行い、感染対策室に報告する。

(3)感染対策室は、細菌検査室から受ける薬剤耐性菌を含む病原菌の分離状況の報告内容の重要性を検討のうえ、院内感染対策委員会に報告又は付議し、必要に応じて各部署に情報を提供する。

(4)感染対策室は、感染症発生届など関連した届出用紙の提出状況や薬剤耐性菌の検出状況、ラウンド内容などを「感染情報レポート」にまとめ、週１回、院内各部門に配布･報告する。

(5)感染対策室は、必要に応じてホームページや文書等により感染対策及び感染症に関する情報提供を行う。

第５　アウトブレイク若しくは異常発生時の対応

(1)感染対策室が中心となり、各種サーベイランスをもとに、院内感染のアウトブレイク若しくは異常発生をいち早く特定し、制圧の初動体制を含めて迅速な対応がなされるよう情報管理を適切に行う。

(2)アウトブレイク発生が疑われる場合は、感染対策室が状況を確認し、アウトブレイクかどうかの判断を行った上で、必要に応じて迅速に初期対応を行う。

(3)細菌検査室は、業務として検体からの検出菌の情報を日常的に感染対策室及び臨床側へフィードバックする。

(4)アウトブレイク若しくは異常発生時には、その状況及び患者への対応を病院長に報告する。

(5)必要に応じて、院内感染対策委員会を開催し、速やかに発生原因の追究と改善策の立案を行う。

(6)感染対策室は、感染対策委員会からの指示決定事項を速やかに行動に移すため、感染対策マネージャー部会を通じて全職員への周知徹底を図る。

(7)保健所への報告が義務付けられている感染症が特定された場合には、感染対策室部長の承認後、診断医または感染対策室が代行の上、速やかに保健所に報告する。

(8)アウトブレイクと判断された場合は、速やかに臨時の感染対策委員会若しくは

小委員会を開催し、承認を得た後、感染対策室部長が保健所に報告する。

第６　患者などに対する本指針の閲覧

本指針は、患者のみならず広く一般に閲覧できるようホームページ等で公開する。また、必要に応じて患者及び家族に対して院内感染対策について説明し、理解と協力を求める。

第７　その他院内感染対策推進のために必要な事項

(1)院内感染対策マニュアルは、文書ファイルにして各部署に配布するとともに、院内 Web 上でも閲覧できるようにする。また、マニュアル類は必要に応じて適宜見直しを行う。

(2)職員は、患者に安心・安全な医療を提供するため、院内感染対策推進に寄与できるよう積極的に研鑽・協力しなければならない。

(3)職員は、院内で実施される院内感染対策・抗菌薬に関する研修会をそれぞれ年２回以上受講しなければならない。

第８　本指針の改廃の手続き

本指針の改廃は、感染対策室が立案し、院内感染対策委員会の承認を得るものとする。また、毎年指針の内容について感染対策委員会で審議し、記録して保存する。

附　則

この指針は、平成２１年９月　１日から施行する。

附　則

この指針は、平成２４年５月１５日から施行する。

附　則

この指針は、平成２７年１月１９日から施行する。

附　則

この指針は、平成２８年４月１１日から施行する。

附　則

この指針は、平成２９年　５月　８日から施行する。

附　則

この指針は、平成３０年　５月１４日から施行する。

附　則

この指針は、令和　元年　６月１４日から施行する。

附　則

この指針は、令和　２年　７月１３日から施行する。

附　則

この指針は、令和　５年　１２月１１日から施行する。